

障害者政策における「承認」の問題

大阪大学法学部 法学科 4年

学籍番号 02A18019

井上 なみき(いのうえ なみき)

【はじめに】

障害者は社会からどう向き合われてきたか。障害者は社会にどう向き合ってきたか。これまでの歴史を辿ると、隔離政策や優生保護法等に見られるように、障害者はその存在を断絶され社会から排除されてきた。現在、障害者に対して治療や発達、自立といった概念を元に専門家や非障害当事者の介入による様々な社会福祉政策が行われているが、これらの政策は健常者中心の社会が障害を「克服すべきもの」、「あってはならないもの」として固定化させるものであり、その結果、障害者は「できること/できないこと」という境界の前に、自身を劣った存在と捉え、本来人であるならば等しく享受すべき自己尊重や権利が障害者から剥奪されている。

そうした現実に対し、障害者の側は障害者運動や障害学のアプローチにより、これまで奪われてきた自己尊厳や自己主張を求めてきた。また、専門家の側からも反省や問い直しが行われてきている。これらの一連の動きは、他の社会福祉の領域と同様、アクセル・ホネットの提唱する「承認をめぐる闘争」として解釈され、障害者政策においても承認論をもとにした実践的な政策への移行が提唱されてきつつある。

そこで、今回の研究においては、

近年の社会福祉政策において注目されている、「承認」という概念について、前提としてホネットの承認論を用いて概観し(1.1,1.2)、なぜ、とりわけ障害者をめぐる社会福祉において承認が必要なのかを中村剛の先行研究を用いて説明し、(1.3)

承認を障害者福祉政策へと導入する際に争われてきた、障害者の自己決定の阻害の問題について、障害者の歩みと専門家の応答を見つつ(2.1)、残る課題である、ではなぜ障害者の承認を受け入れなければいけないのかという点(2.1.1)について中澤篤史の先行研究を取り上げた上で、本稿の主張として、

まず、承認アプローチにおける業績評価モデルの問い直しを提起する。(3.1)

次に、障害というアイデンティティと当事者の葛藤について考える。(3.2)

最後に、望ましい承認とはなにかを考える上で、中澤の議論に立ち返り、(3.3)

障害者の承認を受け入れ満たしていくその根拠は何かという点において、「障害の社会モデル」や「バルネラビリティ」という概念を取り上げ、健常者と障害者という見方やカテ

ゴリーの問い直しを主張する。(3.3.1)

【1.1 社会福祉政策のあゆみ】

戦後の社会福祉政策においては、市民の最低生活水準を保障するための再分配政策が推し進められてきた。のちに、家族の多様化や産業構造の変化、グローバル化を背景として、その後は困難な立場にある人々の就労可能性を高め、就労を通じて社会へと包摂していく政策が志向されてきた。

ここでは、個々人の抱える多様なリスクに対して各人が個別にリスクに対処し、自立できるように支援することが目指される「社会的投資」が追求された。(田中,2016,10-11 頁)具体的には、貧困・失業・不安定就労に陥る可能性の高い人々にたいして、雇用・所得保障・教育政策を転換することで、「就労可能性」を向上させる事が目指される。

しかし、欧州委員会の報告に見られるように、この社会的投資は当初の構想通り社会的包摂を達成したとは必ずしも言えない状況にある。理由として、第一に人々を強制的に就労へと導く政策では、短期的に職に就く人を増やしたものの、同時に多くの人が低技能、低賃金、不安定な職に就くこととなり、長期的にみれば受給者へと逆戻りするリスクを高め、持続的な効果が疑わしいためである。第二に、「投資と再分配のトレードオフ」の関係が指摘されている。つまり、社会的投資による就労を条件とした給付やサービスが増加する一方で、受動的な生活給付は切り詰められ、労働市場から転落した教育や就労の機会に乏しい層に対しては、一層の貧困や排除を強化することに繋がったのである。(田中,2016,14-15 頁)

このように、再分配による格差拡大の反省から生まれた社会投資では、自立支援の考えから様々な政策が志向されたが、その自立の中身がもっぱら就労による自立、自活を意味していた。その反省から、自立の中身を問い直し、承認論による社会福祉政策が近年志向されている。

【1.2 承認論】

承認概念を政治哲学へ導入したチャールズ・テイラーの議論によれば、人間とは「対話的存在」であり、他者の承認によってのみ自己の尊厳とアイデンティティを獲得することが出来、自己のアイデンティティの基礎となる特定の文化や歴史伝統が他者によって尊重され、承認されることが不可欠である。ところがリベラリズムはこうした集約的な文化や歴史の価値を軽視し個人の普遍的な権利のみを主題とするため、異質な文化は「歪められた承認」をもたらしているという。そこで、文化間の差異を積極的に擁護し、それらの価値の平等性を認めさせるための「承認をめぐる政治」が必要であるとした。(Taylor,1994,78-101 頁)

多文化主義に主眼を置いたテイラーの議論をより広く社会一般の解釈枠組みへと展開し

たのがアクセル・ホネットである。ホネットは、三つの承認のあり方を組み合わせること
で、あらゆる社会紛争は「承認をめぐる闘争」として解釈できると論じた。(Honnetth,1992,)

一つ目は「愛」または「ケア」の関係である。親子、性愛・友人関係にみられるお互いの欲
求やニーズに対する承認と相互依存によって成り立ち、愛やケアの関係を通じて、人は「あ
らゆる発達の心的前提」となる「自己信頼」を得る。

二つ目は、「法的関係」である。人は、基本的自由の権利、政治的権利、社会的権利とい
う三つの権利が保障される事で自らを責任ある人格とみなすことができるようになり、「自
己尊重」を獲得する。

最後に、「連帯」の関係である。ここでは、普遍的な属性ではなく、他者から差異化され
た自己の個性に対する社会的評価が対象となる。現代社会においては、労働をつうじた業
績評価によって、自らの能力にたいする「自己評価」を手にする。(以下、「業績評価モデル」
と呼ぶ。)

ホネットはこれらの三つの承認のいずれかが毀損されたとき、それらの感情経験が社会
的な不公正を告発する根拠となり、「承認をめぐる闘争」を引き起こすと論じた。

以上の承認論を踏まえ、社会投資の反省から、近年社会福祉政策で模索されているのが
「承認パラダイム」である。(田中,2016,22 頁) 承認パラダイムでは、各人が人生の目的を
みずから選び取り、生き方を選択できる条件の前提として、一人ひとりに「自尊」の感情
を保障することが目指される。

上記の承認パラダイムにおいては、個々人の恥辱や尊厳の剥奪という感情経験を出発点
とする。たとえば、現在の日本では、非正規雇用者の増加による不安定な職場が問題とな
り、労働による「生きづらさ」が度々言及される。その根底には、現在の労働形態におい
ては、自分自身で自律性や社会貢献を認識できず、労働成果が社会の中で価値評価されて
いない、という自尊心の欠如があり、そこから承認を求めるための新たな労働市場の規範
が求められている。具体的には、従来 of 生活給付と同時に、個々人の状況に合わせた支援
により、広い社会参画への選択肢を保障することで、資本主義秩序による既存の分配構造
や価値基準を問い直す運動＝「承認をめぐる闘争」による政策変化がめざされる。

このような社会福祉政策における承認論のアプローチの模索は、障害者政策においても
同様である。

【1.3 先行研究-障害者政策における承認アプローチ】

実際に、障害者政策における承認アプローチを理論立てたのが中村(2011)である。

中村によれば、ホネットの承認の三類型は、「人間が肯定的な自己を確立し、「善き生」を
可能とする」ための社会的条件を示しているとし、これを理論的基盤とすることで、社会
福祉の理念である「尊厳の保持」は、「唯一無二のかけかえのなさ、法の下で平等に扱われ
る人格、そして必要な存在であると認められること」という具体的な意味をもって理解さ

れるとする。

また、中村は、実際に社会福祉の中でも障害者福祉の領域においては、「承認をめぐる闘争」が最も展開されてきた領域であると指摘し、その例として青い芝の会に代表される障害者解放運動や自立生活運動、障害学の発展を挙げている。以下、個々の語の補足説明を付す。

〔青い芝の会の障害者解放運動とは〕

「青い芝の会」は、1957年に発足し、施設の収容や在宅によって地域から孤立した状態にあった脳性マヒの障害を持つ人々が中心となって形成された団体である。1970年に起きた脳性マヒの子を持つ母による子殺しの事件への減刑運動をきっかけに、会は、母親を擁護し、障害者殺しの正当性を説く言説の中に、生産性と効率性の論理、すなわち(生産性の低い)障害者は「あってはならない存在である」と捉える「健常者のエゴイズム」を見出し、減刑反対運動を推し進めた。また、障害者に対しても、健常者の「同情」や「善意」、「良心」といったまなざしによりかかるのではなく、障害者と健常者の差異を明確に示し、障害者である自らを肯定していくことを主張した。(森岡,2009,46-49頁)

〔自立生活運動とは〕

1980年ごろから発展していった運動で、障害当事者の選択と自己決定を元にして、障害者の生活を構成していくことを目指す。運動の方針は、これまで差別や不当な処遇を受けてきた障害者の属性やイメージを、「被差別者」から「自立生活者」へと転換し、参加と平等を求めることであった。具体的には、1986年の障害基礎年金制度によって所得を、1988年の「全国公的介護保障要求者組合」の結成によって介護の保障を求めつつ、障害者の自立生活を打ち立てるための自発的な作業所を作る運動が目指され、1996年の「市町村障害者生活支援事業」とへ繋がった。(大田,2010,146-148頁)

〔障害学とは〕

障害学は1970年代の障害者運動を発端として1980年代以降に英米圏で急速な発展を遂げた、比較的新しい学問領域である。日本では2003年「障害学会」が発足し、その研究成果が急速に積み重ねられつつある。障害学では、「障害の社会モデル」を前提として議論が展開される。

〔障害の社会モデルとは〕

障害学ではまず、障害を以下の2つに区分する。

- ・インペアメント＝身体的な機能の損傷
- ・ディスアビリティ＝インペアメントを持つ人々を考慮せず、それゆえ社会活動の主流から排除している今の社会のあり方から生じる不利や活動の制限

障害学では、この2つの概念を峻別し、障害当事者の抱える問題は障害者個人が解決すべきとする「障害の個人モデル」や、インペアメントを医学的な治療や訓練によって取り除くことを目指す「障害の医学モデル」を批判し、ディスアビリティに問題の主眼を置き、障害の原因を障害者ではなく社会の側にあるとして社会の変革を求める、「障害の社会モデル」を採用する。社会モデルでは以下のように障害を捉える。

たとえば、身体的な特質によって二足歩行が出来ない人が、そのことによって移動が制約されていたとする。それは、その人のインペアメント＝二足歩行ができないという身体的特質が問題なのではなく、足の不自由な人を想定していない設計や社会の問題＝ディスアビリティが問題なのである(森岡,2009,54頁)。

中村は、上記のような運動を、障害者の「承認を巡る闘争」として解し、そこでは二つのパースペクティブにおける承認が要求されていると結論づける。一つは、青い芝の会の運動が目指したような、他者から押しつけられた負のイメージ(レッテル)を一人一人の違い(差異)を認めるよう要求する承認であり、もう一つは、自立生活運動の例に挙げられる、他の人と平等な取り扱い(尊厳と権利)を認める承認である。

このように中村は、障害者政策において承認アプローチを模索し、これまでの障害当事者の歩みを承認をめぐる闘争として解釈した点について画期的である。しかし、実際の政策段階において承認が抱える問題については指摘するに至っていない。

【2.1 障害者の自己決定への歩みと専門家の応答】

そこで、中澤(2016)は上記の当事者主義の台頭や障害肯定論あるいは障害学の広がりや障害者政策の「承認パラダイム」への転換とみて、実際の政策決定・実施の段階における障害者の自己決定に着目し、一歩議論を進めて、専門家のパターナリズムへの批判から福祉社会論の提唱を模索する。

中澤はまず、国家レベルにおける20世紀の障害者政策と専門家が、障害にどのように向き合ってきたかを概観する。20世紀においては、「コロニー」や病床の拡大による隔離政策、リハビリテーション医学による障害の治療・訓練の推進や、障害児教育の推進・養護学校の拡充により、訓練・教育することで障害児を有用で自立する存在への発達させることが目指されてきた。中澤は、この向きあい方を、障害を「解決すべき存在」として見なし、問題解決を目指して、障害者を保護・収容し治療・訓練・教育するというものであり、「障害者のために」という理由で介入するパターナリズムと特徴づける。

次に中澤はこのパターナリズムへの批判として、大きく分けて①当事者主義の台頭と②障害肯定論を取り上げる。①の当事者主義については、青い芝の会に代表される障害者解放運動や、専門家によるリハビリテーション医学を批判した自立生活運動などがその例である。②の障害者肯定論では、「ろう文化宣言」に代表されるように、障害を魅力的な個性や価値ある文化として捉え、病理的視点から社会的文化的視点への転換も積極的に図られ

てきた。

以上の障害当事者の批判への応答として、次に中澤は専門家の対応を述べる。第一に障害当事者の自己決定を蔑ろにしてきたことへの反省と、第二に、より障害者の QOL を志向したリハビリテーションへの転換と、それを実現するための専門家と障害者の協働可能性の模索である。第三に、障害肯定論への反批判を取り上げる。それによると、障害を個性として肯定する議論には、それが政治的に用いられる、つまり実際の社会的行政的方策の立案と実施において述べられる時、障害者の権利保障の推進をはばんだり、水準を引き下げたりする方向へとその役割を果たす危険性があると指摘する。

障害者による問題提起と専門家の応答をさらった上で、中澤はあらためて障害者にどのように向き合うべきかについて、従来のリハビリテーション医学をパターンリスティックとして批判する、福祉社会論が提唱する「承認ニーズ」に注目し、既存の承認に対する闘争の議論と通底する問題点を指摘する。

【2.1.1 承認ニーズとその課題】

中澤は、承認論を導入するに当たり福祉社会論におけるニーズの捉え方をとりあげる。

福祉社会論においては、ニーズは「ある主体にとって何らかの望ましい状態を想定することができる時、その状態に照らしてみても何らかの客体が欠けている状態にあること」と捉えられ、そこでは、「望ましい状態」とは、他者や社会から見た望ましきではなく、その本人＝当事者が何を望むかに強く影響されるとする。

そして中澤は、ニーズを当事者/第三者と顕在/潜在の4つの観点から類型化し、そのなかでも、当事者が気付き要求し、第三者も気付き認めることで生まれるという「承認ニーズ」に注目し、その課題を2点指摘するのだが、私が注目するのは、次の論点である。

【なぜ障害者のニーズは満たされるべきなのか】

「承認ニーズ」による障害者支援はパターンリズムを脱却し、当事者の要求に基づくことにその可能性がある。だが一方で、障害者は支援を求め、非障害者との関係無しには生活できないという現実がある。そこで浮かび上がるのが、なぜ障害者のニーズは満たされなければならないのか、言い換えると、障害者が求める要求をなぜ非障害者は認め、承認しなければならないのかという原理的な問題である。中澤は、障害者が支援を受ける正当化の方策として3つの可能性を指摘する。

まず第1に、「障害の有無にかかわらず生存・生活を平等に保障すべき」という人権思想をベースにした論理がある。ただしこの場合、背後にある、障害者と非障害者は同じ、同じになれる、同じになるべきという仮定・規範の基礎づけや、障害者には「できないこと」があるという事実をどう考えるかが問題となる。

第2に、「自分も障害者になる可能性があるから支援すべき」という相互保障論の立場である。ただし、近年では科学技術の発展により、遺伝子検査などによってリスクの偏在が明らかになっている領域もあり、リスクを持たない者が、「明日は我が身ではない」から障害者を排除してよいのかという問題が残る。

第3に、上述した障害学における、「障害の社会モデル」から派生して、障害者と就労の関係、そして障害概念と資本主義の関係をもとに障害を「社会の責任」として捉え、障害者支援を正当化する方法がある。

この点につき、説明を付すると、ホネットの承認論の承認の三類型のうち、「連帯」の関係においては個人の能力・資質にたいする社会的評価が元にされているが、「承認にとって労働は中心的な位置を占めつづける」(2000,Honnetth)というように、現在の資本主義市場においては必然的にこの連帯の関係は労働を通じた業績評価と密接に結びつくことになる。そうなれば、働く能力の乏しい障害者は、この3つ目の承認類型においては自尊や自己評価の保障を得ることが難しくなる。

さらに、イギリス障害学が、資本主義社会が労働能力の欠如によって生活に困る人間を「障害者」にする、と論じたように、そもそも障害という概念が「就労できないもの」として社会的に構築された側面がある。そこで、障害を生み出す原因を社会に見出し、それを反転させて障害を除去する責任を社会に求める、という承認の要求あるいは闘争のあり方が考えられるのだ。

このように、中澤は障害者政策における承認アプローチを展開したのであるが、特筆すべきは以下2点である。

1つは、障害当事者の障害者運動や障害学のアプローチ、あるいは障害文化を単に「承認をめぐる闘争」として解釈しただけでなく、その内実を、自己決定を重視し専門家達のパターンリズムを排した当事者主義の運動として捉え、専門家達のその後の応答を含めて政策段階まで議論を引き上げた。

2点目として中澤は原理レベルにおいて、ではなぜ障害者のニーズは満たされるべきなのかという課題を取り上げ、障害の社会モデルの考えを元にして「承認をめぐる闘争」への方針を展開した。

以上の議論を取り上げた上で、承認のアプローチを障害者政策について当てはめる際は、私は以下3点について主張あるいは問題提起を行う。

【3.1 業績評価モデルと障害者】

ホネットの承認論のうち3つ目の類型業績評価モデルについては、就労支援や職業訓練の機会獲得という形で、これまで社会によって抑圧されてきた障害者を、労働を通じて社会に貢献したり、支払い能力を得て自立生活を遂行することで自らの存在意義を見出し、「自己評価」という承認の一定の成果がみられたかもしれない。

しかし、中澤の議論で指摘したとおり、そもそも障害者は、社会で形成されてきた能力主義の壁の前に「できない存在」として位置付けられ、排除されてきたのである。そこで、資本主義社会が労働を通じた能力主義を前提とする以上、業績評価モデルで障害者を「できる存在」として承認することは、まさに障害者を排除してきた能力主義の強化に繋がる危険性がある。

さらに、障害者は単に「働くことができないから」という理由のみで、これまで差別や偏見に苦しんできたわけではない。それは、健全者とは異なる、目の前に現れる身体的な機能欠如、あるいは知的能力の欠如による場合もある。また、そもそも働く能力を持たない障害者に、この承認アプローチは通用するのか。

【3.2 「障害者」という主体像への葛藤】

中村・中澤の両議論において、障害者解放運動や自立生活運動が「承認をめぐる闘争」として解されているが、その際には注意が必要であると考えられる。

大田(2010)の研究によれば、健全者社会が作った障害者というアイデンティティを引き受け、反差別の抵抗を続けてきた障害者解放運動や、そこから方針を転換し、「障害」を作り出すのは社会の側であると主張し、自己決定を元に自立生活する障害者像を立ち上げた自立生活運動は、そのどちらもとまず「障害者であることの是認」を求め、さらに「自己を肯定せよ」ということを障害者個人に要請してきた。それは「(障害者は)あってはならない存在」として、障害への否定的なイメージを内在化してきた健全者社会の絶対的な規範を打ち破る対抗戦略として生成されたのだが、対抗するために用いられるこれらの戦略の限界とは、主流社会が提示する「障害者」というカテゴリーへの従属に同意するという点である。

そこでは当事者の声は、障害者という規範の中で、個人ではなく「障害者」の声として受け止められる。こうした圧倒的な現実のなか、障害者たちは「障害者である」ことを改めて自覚し、障害を肯定することの苦しさや、日常生活に張り巡らされた偏見や侮蔑に立ち向かう現実の厳しさを感じるというのである。(2010,大田,148-150 頁)

【3.3 承認を受け入れるその根拠とは】

中澤の議論のように、障害者の求める承認を受け入れる理論とは一体何なのか。愛・法的関係・業績評価という承認アプローチはこれまでのところ、健全者社会への対抗戦略として一定の成果を上げてきたが、やはり大多数の人々にとって障害者は見えない存在であり、「承認に対する闘争」という点ではすべてを捉えきれず、連帯をなし得る人間存在として障害者はどのように承認され、承認することができるのかという問題が浮かび上がる。

この点に尽き、障害者が多様な経験を持つ自己として一枚岩の存在でないように、健全者の障害者に対するまなざしを想定することは難しい。ただ、障害学の社会モデルはやは

り一定の示唆を与えてくれるのではないだろうか。

前述のように障害の社会モデルでは、障害者はインペアメントを持つために、「迷惑をかける存在」として社会によって認識されてきたが、その原因は、実際には社会の側が生み出したディスアビリティにあるというように考える。この見方を反転させると、場合によって、健常者も当てはまるのではないか。たとえば、近代資本主義社会が要請する能力主義によって、経済的利益を見込むことが出来ず社会の周辺に追いやられているのは障害者だけではなく、貧困層や高齢者、特定の人種グループなど、その他のマイノリティ集団も同様である。

そこで、障害学の社会モデルを理解し、障害者の行く手を阻む、社会によって形成された壁、あるいは敷居へ視線を移動させることによって、初めて障害者が見える存在となり、障害者の求める承認を考えるきっかけとなる道が開ける。

また、もう一つの障害者への承認のあり方として、「可傷性」や「傷つきやすさ」を指すバルネラビリティ(vulnerability)という概念が着目されてきている。

バルネラビリティは、元々医学の領域で注目されてきた概念であり、急速なバイオテクノロジーの発展を推し進めてきた、「自律」や「自己決定」を重視するアメリカの生命倫理に対抗して、新たな生命倫理の原則としてEUの「バルセロナ宣言」において打ち出された。再生医療や臓器移植に典型が見られるように、西洋医学においては、老い、病、死といった人間が辿りゆく運命を、「克服すべきもの」として、身体と精神を切り離し治療が施されてきた。しかし、「身体として現象している人間は、身体という物体にたまたま生命、精神が宿ったものではない。人間とは、身体でしか生きられない精神、精神でしかありえない身体である」(小出,2009,39頁)ように、心身の統合性を保護し、人間の生と結びついた「傷つきやすさ」に普遍性を見出すことで、痛みをもつ他者への共感や配慮が生まれ、人間の尊厳を尊重することが目指される(小出,2009,39頁)

例えば、統合失調症やアルコール依存症・ひきこもり等の自助グループにおける活動では、他者へ「弱さ」の情報公開を行い、同じ問題を抱える他者と経験を共有したり分析や対処法を協働して模索することにより、自身の抱える問題・状況を肯定的に解釈することが目指されている(中川,2019,112-113頁)が、こうした取り組みもバルネラビリティに重点を置いた自己尊重の獲得の形としてみるができるだろう。

障害者支援においては、善意のもとに発達や治療が行われがちであるが、それらは弱者であることを否定するものであり、我々は暗に障害者に対して「弱者」という見方を固定し、さらにその忌避意識を持っているのではないかという指摘がある。(清野,2014,17-18頁)

そうであるならば、上記の具体例のように、バルネラビリティに配慮し、社会がその障害者の弱さをむしろ共同のものとして受け止めることが、社会にとっても良い効果をもたらすのではないだろうか。

【3.3.1 「弱さ」の身体としての障害者】

一方、バルネラビリティ概念を障害者に適用する際の重要な批判として、T・シェークスピアの議論がある。シェークスピアは、文学作品や映画、チャリティー番組など過去から現在に至るまでの西洋文化における障害者の表象を分析し、その扱われ方を「他者化」「客体化」という概念で以下のように説明した。(Shakespeare,1994)

メディアは障害者を表象する際、特定の身体的側面を誇張し、受け手に弱さや哀れみ、恐怖心や異質といった否定的なイメージを持たせ、同情や慈愛の物語を作り出す。そこでは障害者は常に主体性を欠いた客体として、異質な他者として利用される。

さらに、シェークスピアはこうした障害者の「客体化」「他者化」の必要性について鋭い指摘を行う。つまり、健常者は障害者を身体的不自由によって否定的なイメージを支配することによって、死や労働力喪失、身体的な不安の恐怖から解放され、肯定的な自我を保つことができるとする。そこでは障害者はいわば健常者にとって「否認のためのゴミ箱(The dustbin for that disavowal)」の機能を果たす存在となるのだ。

では、「全ての人々が弱さを持つ」として、人間存在の普遍性としてバルネラビリティを見出す際、シェークスピアが指摘するような、自らの社会が築き自明視し、劣った弱い存在として無視や侮蔑の態度で接してきたカテゴリーに健常者自身が入ることが果たして可能なのか。

また、障害者の「弱さ」「傷つきやすさ」と、健常者の持つそれとは、身体的な制約の度合いに大幅な隔りがある。障害者手帳やそれに付随した生活支援、雇用の障害者枠等は障害者の置かれた不利な状況を是正し、健常者の享受する生活に近づけるための必要不可欠な措置であるが、一方で社会的に構築された障害者の「弱さ」を強調し固定化するジレンマを内包した制度であるともいえる。このような「弱さ」に区別を設けてきた現状の制度は、バルネラビリティを障害者・健常者双方に見出し、承認を模索する上で障壁となるのではないだろうか。

【まとめ】

本稿では、社会福祉政策の中でも自己尊厳や権利の機会が奪われてきた障害者政策に焦点を当て、ホネットの承認論を採用し、障害者のあゆみと専門家の応答を「承認をめぐる闘争」として解した先行研究を分析し課題を3点述べた。すなわち、ホネットの承認論の業績評価モデルの前提とする能力主義で障害者を承認することの困難さと、障害当事者が「承認をめぐる闘争」として障害者の主体像を受け入れる際の葛藤、なぜ障害者の求める承認を受け入れなければならないのか、である。

上記の課題を考える上では健常者/障害者を分かつものについて考え、障害とは何か、普遍的な人間存在とは何かについて追求することが不可欠であると考え。本稿ではバルネ

ラビリティの概念を追求するに留まり、具体的な制度提案にはいたらなかった。しかしながら、やはり対等な承認のためには、障害者側からの働きかけでは限界があり、非障害当事者が、障害者を見つめるまなざしをその都度真剣に振り返りながら、誰もが人が人であるというだけで排除されない社会を志向する必要があると考える。

【参考文献】

- ・大田耀子(2011)「障害者運動における主体像の変容」『大阪府立大学社会問題研究』. 2011, 60, 141-154 頁
- ・清野絵(2014)「障害者福祉におけるバルネラビリティ概念の意義」17-18 頁
- ・小出泰士(2009)『人間の尊厳の射程』日本医学哲学・倫理学会 38 頁
- ・後藤吉彦(2006)「身体社会学の可能性—人間の「傷つきやすさ」に根ざした理論の構築—」97-98,103-104 頁
- ・Shakespeare,T(1994)“Cultural Representation of Disabled People: Dustbins for Disavowal?” *Disability and Society*,p.217-224,229-231
- ・田中拓道(2016)「序章 承認論の射程」『承認 社会哲学と社会政策の対話』田中拓道ほか, 法政大学出版局 7-14,20-26 頁
- ・Taylor, Charles(1994) "The Politics of Recognition" D.T.Goldberg (Ed.) *Multi Culturalism : A Critical Reader*. Oxford, Cambridge,Basil Blackwell Ltd. =(C.テイラー「差異をめぐる政治」、A.ガットマン編『マルチカルチュラルリズム』1996,岩波書店) 78,100-101 頁
- ・中川篤 他(2019)「弱さを力に変えるコミュニケーション 関係性文化理論の観点から検討する当事者研究」『言語文化研究』2019,言語文化研究学会 112-113 頁
- ・中澤篤史(2016)「障害者政策における承認—当事者主義の台頭と障害肯定論の広がりを踏まえて—」『承認 社会哲学と社会政策の対話』田中拓道ほか,法政大学出版局 252-275 頁
- ・中村剛(2011)「社会福祉における承認の重要性-A.ホネットの承認論を理論的基盤として-」『社会福祉研究第 111 号』,公益財団法人 鉄道弘済会 89 頁
- ・Honneth,A(1992)*Kampf um Anerkennung Suhrkamp, Frankfurt am Main*=(山本啓,他訳『承認をめぐる闘争—社会的コンフリクトの道徳的文法—』,2003,法政大学出版局)204,225,231 頁
- ・Honneth,A(2000)*Das Andere der Gerechtigkeit, Suhrkamp, Frankfurt am Main*=(日暮雅夫,他訳『正義の他者—実践哲学論集』,2005,法政大学出版局)113 頁
- ・森岡次郎(2009)「障害者解放理論から「他者への欲望」へ(報告論,障害者解放理論から「他者への欲望」へ,フォーラム 2)」46-50,54 頁